

# 行田はちまんマルシェ実行委員会規約

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** この会は、行田はちまんマルシェ（以下「マルシェ」）において、農産物、農産物加工品、飲食物、手工芸品等の商品を、消費者に対面販売することにより、農業振興、地産地消の推進及び地域の活性化を図ることを目的とする。

(名称及び所在地)

**第2条** この会は、行田はちまんマルシェ実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称し、事務所を行田市本丸2番5号に置く。

(事業)

**第3条** 実行委員会は、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 行田はちまんマルシェの運営規定の策定
- (2) 出店希望者の審査及び調整
- (3) 農業振興及び地域貢献
- (4) 生産・販売活動に関する研修
- (5) その他、第1条の目的を達成するために必要な事業

(事務局)

**第4条** 実行委員会の事務局は、行田市環境経済部農政課に置く。

2 事務局長は農政課長が担うものとする。

## 第2章 会員

(資格)

**第5条** 実行委員会の会員は、次の各号のいずれか該当するもので、行田はちまんマルシェの趣旨に賛同し、組織の決まりを遵守できるものとする。

- (1) 農畜水産物等の一次産品を生産又は加工、販売する個人若しくは団体
- (2) 飲食物や手工芸品などを自ら生産する個人若しくは団体
- (3) 市内に商店や事業所を構える個人若しくは団体
- (4) 地域協力者
- (5) その他、会長が別に認める者

(会費)

**第6条** 実行委員会の会費は徴収しない。

(出店登録)

**第7条** マルシェに出店を希望するものは、別に定める「行田はちまんマルシェ出店申込書」を会長に提出しなければならない。

2 前項の申込みがあったときは、実行委員会で加入の諾否を決定し、申込者に通知する。ただし、実行委員会が開催されない場合については、会長が諾否を決定するものとする。

(出店削除)

**第8条** マルシェの出店登録を取りやめるものは、別に定める「行田はちまんマルシェ退会届」を会長に提出しなければならない。

2 最終出店日から2年間出店がない場合は、役員会の判断で除名とする。

3 行田はちまんマルシェ運営規程第3条に定める遵守事項に違反した場合は、役員会の判断で除名とする。

### 第3章 役員

(役員)

第9条 マルシェを円滑に運営するため、実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 2名

(役員の仕事)

第10条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が会務を総理できないと認められるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 会計は、実行委員会の会計・経理を担当する。

4 監事は、実行委員会の業務及び会計を監査する。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠により選任された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、その期間が満了したときにおいても、後任者が就任するまでの間、引き続きその職務を行うものとする。

(役員の仕事)

第12条 役員は無給とする。ただし、手当、旅費を支給することができる。

(役員の仕事)

第13条 役員は総会において選任する。

### 第4章 会議

(会議の種類)

第14条 実行委員会の会議は、定期総会・臨時総会・役員会とする。

(会議の開催)

第15条 定期総会は毎年1回開催する。

2 必要があると認められるときは、会長が臨時総会・役員会を開催する。

(会議の成立)

第16条 総会は会員の2分の1以上の出席をもって成立する。

(会議の議長)

第17条 会議の議長は、会長が務める。

(会議の議決)

第18条 会議の議決は出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

### 第5章 会計

(経費)

第19条 実行委員会の経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第20条 実行委員会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

### 第6章 補則

(委任)

第21条 この規約に定めるもののほか、実行委員会に関し、必要な事項は会長が別に定める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規約は、令和3年7月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 実行委員会に係わる必要な準備行為は、事務局長が行うことができる。

**附 則**

この規約は、令和5年8月22日から施行する。

第7条関係

行田はちまんマルシェ出店申込書

年 月 日

行田はちまんマルシェ実行委員会 会長 様

行田はちまんマルシェ実行委員会規約第7条第1項に基づき、行田はちまんマルシェに出店申込みいたします。  
なお、出店の際には、行田はちまんマルシェ実行委員会規約並びに行田はちまんマルシェ運営規程を遵守します。

(ふりがな) 氏名又は店名		代表者 氏 名	
住 所 連 絡 先		電 話	
		F A X	
		携 帯	
		E-mail	
出店内容	農産物 加工品 調理品(惣菜) 飲食物 クラフト品		
販売品 (詳細)	<p>※飲食物(調理品)を販売する方は、許可を受けている食品製造許可証、営業許可証、保健所の許可証等の写しを添付してください。 ※行田はちまんマルシェ会場での飲食物(調理品)の販売には、埼玉県の「食品営業許可」が必要となる場合があります。</p>		

※ 申込みについて

- 1 申込先 行田はちまんマルシェ実行委員会 事務局  
行田市 農政課内(行田市本丸2番5号)
- 2 出店許可 出店許可者に対し、後日、出店許可証を発行します。

第8条関係

行田はちまんマルシェ退会届

年 月 日

行田はちまんマルシェ実行委員会 会長 様

行田はちまんマルシェ実行委員会規約第8条第1項に基づき、行田はちまんマルシェを退会いたします。

(ふりがな) 氏名又は店名		代表者 氏 名	
住 所			